

財関第1331号
平成20年11月18日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤岡博

関税法基本通達等の一部改正について

関税法定率法等の一部を改正する法律(平成19年法律第20号)の一部施行等に伴い、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)等の一部を下記のとおり改正し、平成20年11月19日(下記第3から第7までについては平成21年2月16日)から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 特例法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第103号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 関税法定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

1. 税関様式C第4010号の次に別紙5-1を加える。

2. 税関様式C第5095号を削る。

3. 税関様式C第5130号の次に別紙5-2から別紙5-5までを加える。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 5 - 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 6 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 7 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の一部を次のように改正する。

別紙 7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。